

第3回教育委員会定例会会議録

令和2年3月30日（月）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光三郎
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	高 橋 昇
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研 一 郎
	給 食 セ ン タ 一 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	武 内 陽 子
	指 導 主 事	小 島 章 宏

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 令和2年国立市議会第1回定例会について	口 頭 説 明
陳 情 第 1 号	新たな「安心安全カメラ」設置の中止を求める陳情	
議 案 第 8 号	国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 9 号	国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 1 0 号	国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 1 1 号	国立市立小・中学校特別支援学級（固定）指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について	
議 案 第 1 2 号	国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 1 3 号	国立市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案について	
議 案 第 1 4 号	国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するに規則案について	
議 案 第 1 5 号	国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について	
議 案 第 1 6 号	国立市教育委員会教育長に対する事務の代理の指示について	
議 案 第 1 7 号	新学校給食センター整備事業方針の策定について	
議 案 第 1 8 号	令和2年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
議 案 第 1 9 号	臨時代理事項の報告及び承認について (令和2年度教育費（3月）補正予算案の提出について)	
報 告 事 項	2) 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について	当 日 配 布

	3) 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて	
	4) 令和元年度国立市文化財登録について (答申)	
	5) 市教委名義使用について (5件)	
	6) 要望書について (2件)	
議案第20号	第23期国立市社会教委員の解嘱及び委嘱について	秘密会
議案第21号	国立市文化財保護審議会委員の委嘱について	秘密会
議案第22号	国立市立学校医の委嘱について	秘密会
議案第23号	臨時代理事項の報告及び承認について (教育委員会職員の人事異動について)	秘密会
議案第24号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	秘密会

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。本日の会議は令和元年度の最後の定例会となります。東京都内では新型コロナウイルスの感染爆発の重大局面を迎えているということの中での開催でございますので、できるだけ短時間にこの会議を行ってまいりたいと思っております。円滑かつ効率的な審議の運びとなりますよう、各委員並びに説明員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから令和 2 年第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議録署名委員を猪熊委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、本日の審議案件のうち議案第 20 号「第 23 期国立市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、議案第 21 号「国立市文化財保護審議会委員の委嘱について」、議案第 22 号「国立市立学校医の委嘱について」、議案第 23 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）」及び議案第 24 号「臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）」はいずれも人事案件でございますので、秘密会といたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 また、議案第 8 号「国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について」、議案第 9 号「国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」、議案第 10 号「国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について」、議案第 11 号「国立市立小・中学校特別支援学級（固定）指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について」及び議案第 12 号の「国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について」は全て会計年度任用職員制度の施行に伴い、嘱託員等の名称を変更するための改正でございますので、一括して説明質疑の後、個別採決とすることといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（１） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。2 月 25 日火曜日の第 2 回定例教育委員会後の主な教育委員会の活動についてご報告申し上げます。

2 月 26 日水曜日、国立市議会第 1 回定例会が開会いたしました。

同日、臨時校長会を開催いたしております。

また、同日、第 2 回の国立市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。なお、これ以後 3 月 27 日に至るまで、第 13 回までの対策本部会議が開催され、国立市における市全体の新型コロナウイルス感染症対策についての協議が引き続いて行われているところでございます。

2 月 27 日木曜日、この日、夜になりましたが、政府新型コロナウイルス感染症対策本部首相官邸で開催されておりますが、安倍首相より全国の小中、高校並びに特別支援学校の 3 月 2 日から春休みまでの臨時休業の要請が急遽なされたところでございます。これに伴いまして 2 月 28 日金曜日、翌日になりますが急遽臨時校長会を開催し、その対応を協議したところでございます。結果といたしまして、3 月 2 日月曜日、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、3 月 2 日の午前の授業とその後給食終了後、小中学校を一斉休業といたしました。

また、当日からは 5 日までの間にかけて、市議会一般質問が予定されておりましたが、市議会本会議

一般質問も中止となっております。

また、3月5日木曜日、令和2年度教育課程届けの受付をいたしました。

同日「くにたちの教育」第158号を発行しております。

3月6日金曜日、校長会を開催いたしました。

3月9日月曜日、この日より12日まで同じく市議会で予算特別委員会が開催されることとなっておりますが、市議会のほうで市職員が新型コロナウイルス感染症対策に議会を煩わせることなく従事できるようにとの配慮をしていただいたことから、予算特別委員会も中止となったところでございます。

3月13日金曜日に、副校長会を開催いたしました。

3月16日月曜日、市議会総務文教委員会が開催されております。

同日は、「旧本田家住宅」が東京都指定有形文化財指定の告示を受けております。

3月19日木曜日、中学校の卒業式を開催いたしました。

同日、図書館協議会を開催しております。

3月23日月曜日、臨時校長会を開催し、春休みに向けての様々な子どもたちの対応について、特に新型コロナウイルス感染症の対応について協議を行っております。

3月24日火曜日、小学校の修了日でございます。

同日から26日まで市議会の最終本会議が開催されております。

3月25日水曜日に、小学校で卒業式が行われました。また、この日をもって中学校が修了しております。

以上、報告いたしましたとおり、この1カ月は新型コロナウイルス対策の感染症予防対策に追われ、また、振り回された感のある1カ月でございました。新型コロナウイルス感染症に関する状況につきましては、後ほど議題の中で取組状況等について報告いたしますので、そこでご質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

それ以外の事項につきまして、ご意見、ご感想、あるいはご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

教育長報告は以上です。

○【山口委員】 新型コロナウイルス関係のことは、ご説明を受けた後にお聞きすべきことは聞きたいと思います。今ちょうどそれ以外ですと时期的には中学3年生が進路決定の時期かと思えます。まだ全部、このこともあってふだんとは違う状況ですので、決め切れてない部分もあるかと思うのですが、現状について分かっている範囲でご説明いただければと思います。

○【是松教育長】 その1点だけでいいですか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、進路状況について。武内指導主事。

○【武内指導主事】 国立市立中学校3年生の進路決定状況について、ご報告いたします。都立高等学校第一次募集、分割前期募集の合格発表後、3月3日時点の状況は、3年生430名中416名が進路決定いたしました。内訳としては、全日制、定時制の都立高等学校が全体の54.6%、全日制、定時制、通信制の都内私立高等学校が33.7%、それ以外の他県の公立、私立高等学校、国立高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校、就職、その他が11.7%となっております。生徒個々の状況に合わせた様々な進路先を決定しています。

また、本日、今日時点での進路未決定の生徒は3名です。3名についてはこれから受験、もしくは現在検討中でございます。

報告は以上です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 まだ3人の生徒が未決定ということで、まだこれからもいろいろなチャンスはあるだろうと思いますけれども、本人が納得、いろいろな思いが多分しているのではないかなと、これ想像ですけれども、いい形で次へのステップがつけられればいいと思います。ただ、今、世の中落ち着かない状況になっていますし、先の学校に行ったところでも落ち着かないままのスタートになる可能性もあるものですから何とも言えないのですけれども、まずスタートを切らせてあげることができればいいかなと思っており、そういう部分のフォローも難しいのですけれども、できる限りしていただければありがたいと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。猪熊委員。

○【猪熊委員】 私は小学校と中学校の卒業式に行っていました。規模縮小になっておりまして、教育委員会からの告辞も短くなっていたり、市長からのお祝いの言葉も印刷物で配布という形になっていました。私は、中学校は三中のほうに行ったのですけれども、三中ではふだんとステージに卒業生が上がって、合唱があったり、巢立ちの言葉などがあるのですが、今年はステージに上がらず、そのまま後ろを向いて保護者に向かってという形だったので、逆に保護者にとっても近いところでの言葉だったので、それはちょっとよかった点かなと思いました。

一小さんでは呼びかけがあったのですけれども、練習ができてなかったというところで後方にプロジェクターでセリフを写し出したり、先生が合図を送ったりとかして卒業式をされていました。でも、どちらもシンプルに卒業証書授与式という形になっていて、とてもいいお式だったので、もちろん、これまでの卒業式もいいお式だったのですけれども、こういったシンプルな式というので、今までの卒業式を見直すよい機会にもなったかなという感じもいたしました。

そして、卒業式の練習がなくてもしっかりと子どもたちは卒業証書を校長先生からいただいていたし、暴れてしまうとかもちろんそんなこともなく、ちゃんと卒業式に出席されていたので、普段からこういうときにどうするかということを見学・生徒たちに教育していくということがやはり大切なのだなということを思いました。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。操木委員。

○【操木委員】 重なりますけれども、私も卒業式のほうに行かせていただきまして、この状況を子どもたちがすごくよく理解しているなということを感じました。みんな1人1人が本当に真剣に卒業証書を受け取っていましたし、それから、またふだんと違うというか、こういう状況の中の卒業式について保護者の方、それから地域の方が非常に理解をしてくださっていたということでスムーズに卒業式ができたのではないかなと思っております。ですから、その背景には学校の先生たち1人1人がいろいろな工夫をされたり、努力があったと思いますけれども、学校も、それから保護者も地域も一体となってこの大きな行事を終えたなど、そんなふうに感じております。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。それでは、教育長報告は以上でいたしたいと思います。



○議題（2） 報告事項1 令和2年国立市議会第1回定例会について

○【是松教育長】 次に、報告事項1「令和2年国立市議会第1回定例会について」に移ります。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 それでは「令和2年国立市議会第1回定例会について」ご報告申し上げます。本定

例会は令和2年2月26日から30日間の会期で開催されました。初日の本会議では教育費を含む令和元年度一般会計補正予算案等市長提出議案18件、陳情4件が提出され、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託されました。2月28日には市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。その後の議事日程については、職員が新型コロナウイルス感染症対策の対応に集中して取り組めるようにとの議会の配慮から大幅に変更されました。

3月2日から3月5日までの4日間予定されていた一般質問と3月9日から12日の4日間に予定されていた予算特別委員会は全日程中止となりました。3月16日に総務文教委員会が、17日に建設環境委員会が、18日に福祉保健委員会が開催されましたが、陳情の審査と新型コロナウイルス感染症対策の対応に関する報告のみが行われました。

教育委員会関係では、継続審査となっていた学校給食センター建替えについて、新たな検討内容に関する陳情が審査されました。当初3月26日に予定されていた最終本会議は、各議案の委員会審査が行われなかったことから、3月24日から26日の3日間にわたり開催され、市長提出議案及び追加提案の国立市教育委員会委員の任命に伴う同意、これらについては全て原案可決、学校給食センター建替えについては新たな検討内容に関する陳情は不採択となりました。

以上、令和2年国立市議会第1回定例会の報告でございます。

○【是松教育長】 市議会報告が終わりましたが、ご質問、ご感想はございますでしょうか。



○議題（3） 陳情第1号 新たな「安心安全カメラ」設置の中止を求める陳情

○【是松教育長】 それでは、次に移ります。陳情第1号「新たな『安心安全カメラ』設置の中止を求める陳情」を議題といたします。陳情者の方から趣旨説明を行いたいという申し出がございますので、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。説明は簡潔にお願いいたします。それでは陳情者の方、どうぞ。

休憩午後2時16分

再開午後2時25分

○【是松教育長】 説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻ります。

それではご意見、ご質問等伺いたと思いますが、その前に今の陳情者の方から、通学路とは関係ない場所ではないかとか、あるいは議員の方々からの要望だけを受け付けているのかという疑念のお話もございましたので、ここら辺を含めて事務局のほうから補足説明があったらお願いします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、本件の陳情につきまして、担当課の見解を申し上げます。さきの令和元年第4回定例会の一般質問において、教育次長より答弁している内容でもございますが、教育委員会としては子どもたちの通学の安心安全については、学校での安全指導及び地域の協力による見守り活動を第一としているところです。今回設置を予定している箇所につきましては、これまで照明の交換等環境の改善、警察に対するパトロールの強化要請等対策を行ってきたところですが、児童だけではなく大人にとっても、また時間帯も通学の時間帯に限らず防犯面からも不安が寄せられていることから、防災安全課と教育委員会事務局で協議の上、市内全体の防犯の観点から、また通学路の安全対策として必要性があるとして、今回安心安全カメラの設置について、都の補助金を活用することが教育費において可能なこと

から、今回の教育費の予算化に至ったものでございます。今後も通学路の安全対策におきましては、必要性を十分に考慮しながら対応を行っていきたいと考えております。

なお、安心安全カメラの運用につきましては、既設のものと同様、映像の保存期間は1週間で自動的に上書きされること、事件発生時等必要な際にのみ映像を確認するものとし、モニター等により常時の閲覧は不可であることなど、十分に配慮を行っていきたいと考えております。

担当課の見解は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 担当課からの補足説明でございました。それではご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

山口委員。

○【山口委員】 今回カメラをつける場所というのが甲州街道地下で受ける谷保天満宮のところ、脇というのですかね、私もよく第三中学校に行くときとか、一小に行くときもそこでくぐっていったり、あそこが一番安全に通れるところだなと思いつつ通っている機会が多かったのです。正直言ってそこを通るたびに、国立の中でやっぱり全部知っているわけではないですけども、一番怖いところだなというのはちょっと感じていた部分があります。当然三中の子たちであそこを通っている子たちもそれはいるだろうと思いますし、そういう部分ではあそこに少しでも安全のケアをしていくことは大事であります。1つの方法として、安心安全カメラをつけることはあり得ると、思っているところです。

陳情の方の言われているところ、先ほどご説明の中ではなかったのですが、最後の3行のところ書いてある、人間を管理し、監視しやすい息苦しい社会になっていることも事実であると。そこまでは思わないのですが、感じる部分はあります。せめて国立市の中はと書いてあるのも全く同感ではあるのですが、実際はそういう社会を作りたいし、そのために教育もあるだろうと思っている部分ですけれども、そのことは全く同感ではありますけれども、この件に関して、この陳情に関してはまさに私自身は様々な配慮をしながら運用していくということを、しっかりやってもらいたいことを思っておりますので、不採択の方向で考えたいと思っております。

以上、意見でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。猪熊委員。

○【猪熊委員】 私、最初に安心安全カメラを取り付けるという話で、その頃PTA会長をしていたので、PTA会長が集まる会や学校でのPTAの会で保護者の方にも説明に来ていただきました。そして、つける場所に関しては会長が集まる場所で、各校5台ということで隣接しているところに各校から集めてしまったりしてもいけないからということで、すごくPTA会長さんたちが、「そっちの小学校でここに付けてもらえるのだったら、うちからはここで要望するね」とか言って、場所とかもいろいろ検討して案を出させていただいて取り付けていただいた記憶があります。

やっぱりそのときにも足りないなというような、ここにもつけたいなという話はすごく出ていました。それが今回の場所かどうかというところは覚えていません。陳情書に書かれてはいるのですが、もちろん何台つけても安心しないし、カメラがあるから安心という保護者もいないというのももちろんですが、やっぱりないよりはいいかなという気持ちを持つ保護者も多いと思いますので、このようにここに付けてほしいという要望が出てきたときに、何かしら対応はしてもいいのではないのかなと思います。

あとは、情報をどのように使っていくかということは、すごく今、児童・生徒の中でもとても大切な問題かと思っておりますので、そのあたり道徳の授業なんかでもよく言われていることなので、教育のほうでもやっていたらいいかなとも思います。どちらかという、不採択でという意見で話をさせていただきました。

た。

○【是松教育長】 いかがですか。操木委員。

○【操木委員】 子どもたちの安心安全ということを考えてときに、やっぱり学校での安全、それから通学路の安全、それから地域や家庭に戻ってからの安全と、こういういろいろな視点があると思うのです。ですからそうやって考えますと、学校だけの安全、通学路だけの安全ではなくて、日々いろいろな生活の場面、ここは果たして安全なのかどうなのかということ、そういった考えはすごく大事なと思うのです。カメラをつけてください、ここにもつけてくださいという声がたくさんある中で、なかなかつけられないような状況もある、そういう場合もあると思うのです。そういうときにやっぱり1台でも多くつけてほしいという気持ち、それはやっぱり陳情の中でもいろいろありましたけれども、やっぱり安心安全のほうが勝っているといいますかね、そういったところがあるのではないかと思います。負の部分というのも確かに考えられる。それを今どういうふうにしたらいいかということで、今までやってきた既設のものと同様に扱っていくという説明がありましたけれども、そういった配慮を十分していかなければいけないし、そういったご示唆はすごくありがたいなと思いますので、それを私たちもそういうことのないように気をつけて、いいほうに使っていきたいなと思います。

教育委員会としては、やっぱり子どもの安全安心を最優先に考えていく。それは場所とか利用しているかどうか、そういうことではなくて、果たしてそれが安全なのかどうなのかという視点でいくと、このようなカメラの設置の中止ではなくて、さらにもっと私はつけてほしいと、そんなふうな考えを持ちます。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。嵐山委員。

○【嵐山委員】 採択してください。以上です。

○【是松教育長】 では、私のほうも少し意見を述べさせていただきます。まず、通学路の安全対策につきましては、何度も私のほうも意見を述べさせていただきましたけれども、3つの対策がしっかり行われていかなければいけないと思っています。1つは、何と云っても見守り体制の強化です。学校、保護者、地域の方々による、本当に人の目による見守りというのが何よりも大切だと思いますので、これはしっかり体制を強化していくということ。しかし、それだけでは足りないわけで、さらに子どもたちに対して被害防止教育というものをしっかり行って、児童・生徒の対応力や自らの危険回避能力をしっかりと教育の中で高める指導を行っていくということが2点目。そして、さらには通学路そのものを整備していくことの対応が必要だということです。街路灯や防犯灯をしっかりとつけたり、様々な標識をつけたり、そして、防犯カメラによる見守りを行ったりということが、これは通学の整備の中に入っているわけです。以上の3つがうまく機能して、子どもたちの安全と安心を通学路において確保していくことが必要だということとは変わらないことだと思います。

この中での防犯カメラでございますけれども、陳情者がおっしゃるように、監視社会になっていくことの危惧というのは、これは確かに中国等を見ていると理解できるところでございますが、そのために国立市のつける、少なくとも安全安心カメラについては、条例を設置した上で、その条例の運用に基づいて設置、運用していくということになっております。平成27年9月国立市安心安全カメラ設置・運用に関する条例を設置いたしました。この中で適切な管理、運営等、それから市民の権利、プライバシーの保護を行っていくという下で防犯カメラを設置するのだということになっております。陳情者の方は条例が不十分だとおっしゃいますけれども、これは市議会ですっかりいろいろな議論をした中で議決をされて条例化されているものでございますし、私個人としても、この運用を行っていく以上、市民の権利やプライバシ

一を勝手に侵害することは、まずできない条例になっていると私は思っています。

確かに犯罪捜査については、役割を条例の中でも許容しております。これはもちろん防犯カメラの1つのやはり重大な機能でありまして、犯罪が起きた場合にその犯罪を早期に解決する、早期に解決することによって犯罪被害が拡大していくことを少しでも早く防止していくという意味では必要なことでありますし、逆にこの機能があるがゆえに、ある意味抑止力という形で働いていくのだと思っています。

以上のようなことから、通学路の防犯カメラについては、必要最低限においてやはりこれからも必要な部分については設置をしていくことが私は必要だと考えておりますので、中止を求める陳情につきましては、残念ながら同意できませんので不採択といたしたいと思っております。

それでは、皆さんの意見を全てお伺いして、不採択ということでの意見が多いということですので、本陳情は不採択とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、陳情第1号「新たな『安心安全カメラ』設置の中止を求める陳情」は不採択とします。



- 議題(4) 議案第8号 国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について
議案第9号 国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第10号 国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について
議案第11号 国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について
議案第12号 国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に議案第8号「国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について」、議案第9号「国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」、議案第10号「国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について」、議案第11号「国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について」、そして議案第12号「国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。

以上の議題につきましては、会計年度任用職員制度に伴う改正でございますので、一括して審議をさせていただいた後に個別採択といたしますので、一括説明をお願いいたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、議案第8号「国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について」から議案第12号「国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案」につきまして、内容はほぼ同一の改正内容となっておりますので、一括してご説明いたします。

本議案は、令和2年度よりこれまでの嘱託員及び臨時職員が会計年度任用職員と改められることに伴い、規則内の文言を改めるため改正を行うものです。改正内容といたしましては、各規則案及び訓令案とも嘱託員及び臨時職員の表記を会計年度任用職員に、国立市嘱託員の設置に関する条例の表記を国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件に関する条例に改めるものとなっております。また、本改正に合わせ、一部任期、報酬等個別に条建てされていた項目を1つに整理し直す等、若干の改正を行っておりますが、いずれも表記についての改正であり、規則、訓令の内容について変更がなされるものではありません。いずれの規則案、訓令案とも付則において令和2年4月1日から施行する旨、規定しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

三浦教育指導支援課長。

○【**三浦教育指導支援課長**】 ただいま一括でご説明させていただいておりますうちの議案第 11 号「特別支援学級指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について」、1 点、今の会計年度任用職員の表記以外の部分がございますので、補足の説明をさせていただきたいと思います。

特別支援学級の指導員の配置の基準につきましては、学級ごとに 1 名、それから 12 名を児童・生徒が超えたところで 1 名加配という基準を設けておりましたが、児童・生徒数による加配ではなく、在籍する児童・生徒の状況に応じた加配をするという旨に改正を合わせてしております。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 議案第 11 号の補足説明でございました。合わせまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、皆さん特にないようですので、順次採決に入らせていただきます。まず議案第 8 号「国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について」、皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 8 号「国立市立学校財務事務取扱規則の一部を改正する規則案について」を可決いたします。

続きまして、議案第 9 号「国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 議案第 9 号「国立市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について」は可決いたします。

次に、議案第 10 号「国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について」、同様に可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 10 号「国立市教育相談員規則の一部を改正する規則案について」は可決いたします。

続きまして、議案第 11 号「国立市立小・中学校特別支援学級（固定）指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について」、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 11 号「国立市立小・中学校特別支援学級（固定）指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について」は可決いたします。

最後に、議案第 12 号「国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について」、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 12 号「国立市部活動指導員規則の一部を改正する規則案について」は可決いたします。



○議題（5） 議案第 13 号 国立市教育委員会事務先決規定の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 それでは、次に議案第 13 号「国立市教育委員会事務専決規定の一部を改正する訓令案について」を議題といたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、議案第 13 号「国立市教育委員会事務専決規定の一部を改正する訓令案について」ご説明いたします。

本議案は、国立市立中学校の施設の開放における照明設備使用料の過誤納還付または充当に関する事項について、現在は教育次長の専決事項とされているところ、生涯学習課長の専決事項とするもの及び、会計年度任用職員制度の導入に伴い文言を改めるため改正を行うものです。

照明設備使用料につきましては、これまで還付が発生した際は教育次長の決裁を必要としており、還付手続に時間を要していたこと、市長部局における類似の還付案件については各課長の専決事項とされていることから、利用者の利便性及び市長部局との整合性を鑑み、同還付手続については生涯学習課長の専決で行えるよう規定を改正するものとなっております。

ページを 2 枚おめくりいただきまして新旧対照表を御覧ください。第 6 条第 2 号及び第 6 号にございます嘱託員、臨時職員に関する記載を削除し、第 6 号について号数を前詰めいたします。改正案における第 10 号に「学校照明設備使用料を除く」の文言を追加いたします。第 7 条第 5 号、嘱託員及び臨時職員の表記を会計年度任用職員に改めます。

1 枚おめくりいただきまして新旧対照表の 2 ページ、第 8 条生涯学習課長の項目、改正前の(8)と(9)の間に、新たに(9)として学校照明設備使用料の過誤納還付または充当に関するものを追加し、以下の項目について数字を繰り下げるものです。この訓令は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

操木委員。

○【操木委員】 利用者の利便性を考慮してというところ、非常にいいのではないかと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。それでは採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 13 号「国立市教育委員会事務専決規定の一部を改正する訓令案について」は可決といたします。



○議題(6) 議案第 14 号 国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 14 号「国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、議案第 14 号「国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。改正理由といたしましては、令和元年 12 月 4 日に公立の義務教育小学校等の教育職員に給与等に関する特別措置法の改正があり、同法第 7 条の規定により国立市立学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等定める必要があるため、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものとなります。

議案を2枚おめくりいただき、横置きの新旧対照表がございます。対照表中の6分の3ページを御覧ください。6分の3ページ下段に第25条として、教育職員の業務量の適切な管理に関する措置を新設いたしました。国立市立学校においてはタイムカードや次年度に導入される統合型公務支援システムを活用して、教育職員の在校等時間を適切に管理し、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するよう、必要に応じて管理職が指導助言をすることになります。その他今回の改正に合わせて、規則中の文言整理をしております。今回の規則は令和2年4月1日より施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

改正内容について三浦教育指導支援課長から端的なというか簡素な説明がございましたけれども、多少そこの中でも触れておりましたけれども、改定というものがございまして、大きく言ってしまうと教員の働き方改革を進めていくということで、教育職員の給与の特別措置法が改正されております。その中の改正点で2つ大きくありまして、1つは、今まで在校時間等の制限についてはガイドラインで示されておりましたけれども、これが正式に法律上の中で指針として定められたということで、ガイドライン以上に拘束力というか指針に沿った取組をしっかりと進めなければいけないという公的性を持ってきたということが1点ございます。

その関係で文部科学省等からは指針部分についての履行と申しますか、取組については各教育委員会においてしっかり規則等に定めて、その取組を行うようにという通達が来ております。そうしたことを受けての今回の改正でございます。

それから、給与特別措置法のもう1つ大きな改正がございまして、これは教員の1年間の変形労働時間制度を認めるというか、行うことができるという改正がされておりますが、これは実は2021年4月1日からの施行ということでもう1年猶予があるところですが、これについては今後どうしていくのかということがまた大きな議論になっていこうかと思っておりますけれども、とりあえず今回の給与特別措置法での法律の定めによる教育委員会としての便宜上の取扱いについては、このガイドラインが指針になったことに伴って、その指針の内容について教育委員会で遵守して取組を行っていくという内容を持っていくということで、今回この規則改正案を出させたといういきさつがございますのでご報告申し上げておきます。

ちなみに、指針に定める在校時間等について分かたらお願いします。

○【三浦教育指導支援課長】 月ごとの在校時間等で、いわゆる勤務時間から超えている時間が45時間というのが指針に出ている数字となります。

○【是松教育長】 1週間当たりの在校時間は45時間以内になるように指導、支援をしていくということでございます。

それでは採決に入らせていただきます。

○【三浦教育指導支援課長】 訂正をさせていただきます。超える時間が45時間と言ってしまいました。勤務時間を含んだ時間が45時間、超える時間が45時間だと大変なことになります。失礼いたしました。

○【是松教育長】 それでは採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第14号「国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」は可決といたします。



○議題（７） 議案第 15 号 国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 15 号「国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。

尾崎中央図書館長。

○【尾崎中央図書館長】 それでは、議案第 15 号「国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。本議案はくにたち中央図書館におけるカセットテープの除籍に伴い、規定の整理を行うため規則の一部を改正するものです。

議案を 2 枚おめくりいただきまして、A 4 横長の新旧対照表を御覧ください。右側半分が改正前の規則となっておりますが、本市図書館資料に現在カセットテープの所蔵がなく、また今後収集する見込みがないことから、現況に合わせ下線が引いてあります 2 カ所のカセットテープに係る規定を削除し、付則といたしまして施行日を公布の日とするものです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

レコードがなくなり、カセットテープもいよいよなくなるということで、今ある CD もいつまでもつことやら。今後音楽配信等こういった媒体が全てパソコンの中だけに収まってしまふようになりつつあって、我々アナログ世代は本当に寂しいなと思っています。

それでは採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第 15 号「国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について」は可決といたします。



○議題（８） 議案第 16 号 国立市教育委員会教育長に対する事務の代理の指示について

○【是松教育長】 次に、議案第 16 号「国立市教育委員会教育長に対する事務の代理の指示について」を議題といたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、議案第 16 号「国立市教育委員会教育長に対する事務の代理の指示について」ご説明いたします。地方教育行政の組織と運営に関する法律において、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関することについては、教育委員会の権限に属する事務とされ、教育長に委任することができないとされております。

しかし、これまで嘱託職員及び臨時職員の任命、人事につきましては、件数が多く人事の動きも激しいため、事務の効率化及び迅速化を図るため、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ嘱託員及び臨時職員の任命、その他人事に関することについては、教育長が事務を代理するよう、平成 20 年第 4 回教育委員会定例会において指示を頂いておりました。

ここで、嘱託員、臨時職員制度が会計年度任用職員制度へ移行することから、改めて会計年度任用職員の任命、その他人事に関することの事務を代理することについて、本議案において教育長に指示を頂きたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。会計年度任用職員制度への移行に伴う手続の 1 つでございます。

それでは皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第 16 号「国立市教育委員会教育長に対する事務の代理の指示について」は可決といたします。



○議題(9) 議案第 17 号 新学校給食センター整備事業方針の策定について

○【**是松教育長**】 次に、議案第 17 号「新学校給食センター整備事業方針の策定について」を議題といたします。

古川教育施設担当課長。

○【**古川教育施設担当課長**】 それでは、議案第 17 号「新学校給食センター整備事業方針の策定について」ご説明させていただきます。この議案につきまして、新給食センターの建設に向けまして、施設の整備方針、ハード面が中心になりますがそういったこと、それから P F I などといった事業手法、運営等に関する方針としまして、新学校給食センター整備事業方針についてお諮りするものになっております。この整備事業方針につきましては5月の定例教育委員会においても案をご審議いただきました。先ほどの教育次長の説明にもありましたけれども、第1回定例会におきまして、陳情の審議ですとか、予算案の審議がされたところです。また、今までの間に未就学児ですとか児童・生徒の保護者に説明を行ってきたところになっています。

先ほど申し上げましたように、5月の定例教育委員会で案を策定いただきましたので、本日は大きなところ、それから主な変更点についてご説明させていただきます。

それでは、お手元にごございます冊子になっております「新学校給食センター整備事業方針」を御覧ください。こちらの7ページ、8ページを御覧ください。施設の整備方針について大きなところを記載しています。主にハード面を中心とした説明になっておりますけれども、こういった施設の整備方針になっております。また、続きまして9ページ、10ページで、想定のお食数ですとか、食物アレルギーの対応について記載をしております。こちらのについては案の状況から変更等はございません。

続きまして11ページ、12ページになりますけれども、事業手法として P F I 手法を採用していくといったこと、こういったところを記載しております。合わせまして14ページのところで、新しい給食センターの運営の仕組み、受託、民間にお任せしていく部分と、それから市のほうで従来どおり実施主体として市の責任で給食提供事業を行っていきますので、その根幹となる部分をオレンジで記載をしております。

今回変更した部分につきましては19ページになりますけれども、19ページのほうをお開きください。ここで今後事業を進めていく上での検討の課題を記載しておりますが、(5)の2つ目の段落、大きな災害に加えまして、浸水等も想定した検討を今後していくということを記載しております。それから(8)につきましては、長期休業期間中に学童などへ配食するということが今後検討していくということで記載をさせていただいております。こちら学童保育所だけに限らずほかの部分も検討していくような形で記載の幅を広げていきたいと思っておりますので、こちらの部分につきまして学童保育所等という形で、今後記載を直していくような形で考えていきたいと思っております。中の細かい文案につきましては事務局のほうで作成させていただきたいと思っております。

ご説明については以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【**宮崎教育次長**】 ちょっと補足をさせていただきます。今、19ページの(8)について少し説明がありました。これは、1つは市議会において、学童保育所等への配食ですね。これに関する決議がなされました

ので、この項目は入れておくべきでしょうということから記載したところですが、実は本日、午前中に市全体の庁議、市全体の意思決定機関ですけれども、そちらのおいてもこういった内容に修正した上で教育委員会で決定していきたいと付議をしたところでございますけれども、その中で様々議会等での質疑意見の中で、1つ学童保育所等だけではなくて、それ以外にも様々な給食というか配食というか、そういった可能性を検討してほしいという意見もあったのではないかと。それによって学童保育所という限定した記載よりも少し幅を広げた記載にしたほうがいいのではないかとということが意見として、全体で確認されましたので、教育委員会においてはこの案を本日提案させていただいているのですが、今の部分については事務局のほうにご一任いただいて、そのような方向で一部修正をした上で決定させていただくということについてご了解いただきたいという旨の説明を今、担当課長から申し上げた次第です。以上です。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明並びに補足説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 今、最後に次長から補足説明していただいた部分ですけれども、ここの19ページの(8)の長期休暇期間中の学童保育所への配食という文言がもうちょっと変わってくる、この下に書いてある、ほかにも活用するということですから同じかと思いますが、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○【**古川教育施設担当課長**】 (8)の表題につきましてはなるべくこの形を生かしていきたいと考えておりますので、学童保育所等という感じで幅を広げるような記載にしていきたいと考えております。

本文につきましても同様の趣旨で、例示という形で学童保育所ですとか、ほかの例示を入れていきたいと考えております。

○【**山口委員**】 意見として。そのことは幅広い活用になるのかな。特に長期の休暇中等の活用にもなる部分で、いい形であればより効率的活用になるかなと思います。あともう1つ、前回、5月にいただいたのと違っているのが、(6)の調理の質の確保のところ、現在の職員の労働機会の確保に配慮するという文言が増えているかなと思います。これも多分議会の議論の中でも随分出ていたなと思うのですが、それについては補足説明していただければと思います。

○【**古川教育施設担当課長**】 5月の案の策定以降、民間事務所のほうに聞き取り等行ってまいりました。そういったところで今、働いていらっしゃる方たちがそのまま新しい給食センターでも働いていくということも事業者のほうではやっていきたいという旨のお話もいただいております。ですので、こういった形でその旨をこちらに記載させていただきました。

○【**山口委員**】 最後に感想で。方針ということで出される形になって、私とすればよかったなど。これで1歩前進かなと思います。ただ、スケジュールがタイトになってきている部分がある、最後の供用開始予定は変わってないのですが、事業者選定プロセスとかがやっぱり5月に示していただいたものよりは半年間短くなって、ここのところタイトになっている部分のご苦労があるかと思うのですが、やっぱり本当に子どもたちのためにいい制度を作っていただくということで、しっかりと事業者、いい事業者の選定、これがポイントになってくると思うので、このままいければですね。ぜひ進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 ほかにいかかでしょうか。山口委員からもありましたように、何よりも新学校給食センターの建設事業の目的はやはりこれまで行ってきた国立市立の小中学校の児童・生徒へ安心安全でおいしい給食を届けていくという事業を今後も継続して安定的に確保していくことに尽きると思います。現在の給食センターの機能がいつ停止するかも分かりませんし、また、また現在の給食センターの古い衛

生システムの中での作業で、衛生的なトラブルがいつ起きるやもしれないという不安定の中においては、1日も早く新しい新学校給食センターを整備していく必要があります。ただ、整備についてはただ整備すれば済むものではなくて、当然ながら新しい施設、新しいシステムの中でしっかり安全で衛生的でおいしい給食を調理して、それを子どもたちに届けるという大きな命題があります。その部分についてはなかなか現在の体制で行っていくところが非常に困難性があるという中で、民間のノウハウや活力を活用しながら、民間とともにパートナーシップを持って、そこをしっかりと行っていくことでPFI方式等を採用して整備していくということやっていきたいと思っております。これから2023年の9月の供用開始に向けてしたいというスケジュールを進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**是松教育長**】 それでは、議案第17号「新学校給食センター整備事業方針の策定について」は可決いたします。



○議題(10) 議案第18号 令和2年度国立市・中学校の教育課程の受理について

○【**是松教育長**】 次に議案第18号「令和2年度国立市小・中学校の教育課程の受理について」を議題いたします。

武内指導主事。

○【**武内指導主事**】 それでは、議案第18号「令和2年度国立市小・中学校の教育課程の受理について」ご説明いたします。国立市教育委員会の教育課程編成に当たり、最終点として3点、次のとおり示しました。第1点は学習指導要領改定の趣旨を踏まえ「資質・能力」をベースとしたカリキュラムマネジメントの推進、第2点は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、第3点はいじめに対する適切かつ組織的な対応及び不登校児童・生徒に対する個別の状況に応じたきめ細やかな支援です。これらを踏まえ、作成された教育過程を3月5日に受け付けました。教育課程の各校のポイントは1枚おめくりいただきまして、このようにまとめさせていただきました。詳細については各校の教育課程の写しを御覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止や今後の社会情勢により、年度当初の予定等は延期、中止など変更する場合がございます。なお、令和2年度より国立第二中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設しますので、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程が新規追加となっております。教育課程の説明については以上ですが、国立市立学校の管理運営に関する規則第3条に定められている学期の期間について、令和2年度は小中学校ともに2学期を3日早めて、8月27日に始業式を実施いたしますので、本教育課程届をもって校長からの申し出を受理することとし、8月中の授業日は2学期に位置づけます。また、当規則第4条の2項に定められている休業日に授業を行う際、例えば土曜日の授業公開、運動会、夏季休業日の野外体験教室につきましても本教育課程の受理をもって委員会の許可といたします。

説明は以上です。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○【**山口委員**】 感想になりますけれども、昨年度から各校の教育課程の要点をまとめたペーパーをつけていただいて、それぞれの学校の方向性がすごく分かりやすく、また今年は工夫をさせていただいて、より見やすくなっているなど感じております。それぞれの学校の目標、それから重点目標、教育目標が分か

りやすく、かなりの学校が今年度、令和元年度のをより進めるという格好で動いているかなと思います。来年度は指導要領改定のベースが始まってきますので、よりしっかりと教育を進めていただければと思います。各校ともしっかりと考えて作られているのかなど。今、新型コロナウイルスの関係で非常に不安定な状況でスタートをしていく中ですけれども、ベースの子どもの成長を促していく、成長を求めていくというベースの姿勢をしっかりと持って進めいただければと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。操木委員。

○【操木委員】 教育委員会からの教育課程の編成の重点ということで説明していただきまして、ありがとうございました。その重点目標を受けて各学校が特にカリキュラムマネジメントの推進ということですので意識しているなど、各学校の取組の項目を見ていて感じました。しかもそれが横並びではなくてそれぞれの学校の特色を出しているというところを感じて、2年度の教育課程の実践をすごく期待した、そんな感じを受けました。よろしくをお願いします。

○【是松教育長】 猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 今、操木委員もおっしゃったのとかなり似ているのですけれども、目標を達成するための基本方針のあたりは、各校、自分の学校は体力テストとか、学力調査などでこういった結果があるからこのようにしていきたいという方針が書かれていました。そして先ほど指導主事がおっしゃった個に対応するという点についても、書き方が少し変わってきたのかなという印象がありました。あとは不登校対策というのが、今までも特別な教育活動というところに入れていた学校はありましたが、今回生活指導という項目から特別な教育活動というところに移動させた学校が4校ほどあったので、4月から適応指導教室が教育支援室に名前が変わるといふ、その考え方と同じような考え方で移行だったのかなということを感じました。以上です。

○【是松教育長】 それではよろしいでしょうか。皆さん、ご意見がないようですので可決といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 では、議案第18号「令和2年度国立市小・中学校の教育課程の受理について」は可決といたします。



○議題(11) 議案第19号 臨時代理事項の報告及び承認について(令和2年度教育費(3月)補正予算案の提出について)

○【是松教育長】 次に議案第19号「臨時代理事項の報告及び承認について(令和2年度教育費(3月)補正予算案の提出について)」を議題といたします。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、議案第19号「臨時代理事項の報告及び承認について(令和2年度教育費(3月)補正予算案の提出について)」ご説明いたします。本議案は先日開催されました市議会第1回定例会に補正予算案を臨時に代理し提出しましたので、本定例会に報告し承認を求めものです。

議案の概要についてご説明いたします。内容として大きく2件ございます。議案を1枚おめくりいただいて、補正予算内訳を御覧ください。今回は歳出のみの補正となっております。1件目は1行目、3行目、4行目に該当するものですが、これまで可燃系資源ごみにつきましては有価物として事業者が回収し、令和元年度においては1キロ当たり1円の歳入を得ておりました。しかし資源価格の減少等により令和2年度においては有価での回収を行う事業者がなく、1キロ当たり30円のごみ処理委託料が発生することとな

ったため、市長部局と同様に、教育費においても当該歳入を見込んでおりました小学校費、中学校費、図書館費において、ごみ処理委託料を計上するものでございます。

2件目は2行目になりますが、第六小学校の特別支援教室等に設置されておりました空調機に故障が発生しまして、こちらの部品が製造終了になりまして修理を行うことができないことが分かりました。このままでは冷房運転が使用不可となることから、冷房運転が必要となる夏季までに設備改修を行うため、ここで補正予算を計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。令和2年度の新年度予算の一部補正でございまして、既に市議会のほうで承認を頂いております。したがって専決事項として処理させていただきます。それから、ごみ処理委託料につきましては、あえて言いますと、これ新型コロナウイルスの関係で、中国のほうへの買取輸出ができなくなったということで有料処理をせざるを得ないという社会的事情もあると。

○【**山口委員**】 六小の特別支援教室の空調、これはつけたのが5～6年前。

○【**高橋教育総務課長**】 こちらはねむの木学級が作られたのが20年近く前。こちらのほうが製造中止でございます。

○【**是松教育長**】 皆さん、ご異議がないようですので採決に入ります。議案第19号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度教育費（3月）補正予算案の提出について）」は承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【**是松教育長**】 それでは、議案第19号「臨時代理事項の報告及び承認について（令和2年度教育費（3月）補正予算案の提出について）」は承認といたします。



○議題（12） 報告事項2） 新型コロナウイルス感染に関する取組状況について

○【**是松教育長**】 次に報告事項2「新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について」に移ります。宮崎教育次長。

○【**宮崎教育次長**】 それでは、「新型コロナウイルス感染症防止に関する教育委員会の取組状況について」ご報告を申し上げます。参考に令和2年国立市議会第1回定例会の常任委員会の資料をお配りしております。お手元にご覧いただけますでしょうか。その資料の教育委員会の関係は7ページからでございます。

まず8ページをお開きください。教育総務課の関係です。市立小中学校11校につきましては、令和2年3月2日月曜日の給食終了後より臨時休業といたしました。休業の実施に当たっては、臨時の校長会において協議した上で、教育委員会より保護者宛に一斉学校配信メールでお知らせし、さらに各学校長名で詳細を記載した保護者宛文書を発出しております。また、その間、子ども家庭部において学童保育所を午前中から開室しており、小学校の校庭及び体育館については、学童参加児童の活動において利用をしてまいりました。

さらに3月26日木曜日、27日金曜日には、午前午後の2時間ずつを1コマとして、各校の在籍児童、2学年ずつのグループでまず1コマずつ割り当てながら、児童の運動する機会を確保いたしました。もともとは本日30日月曜日、そして31日火曜日まで同様に実施する予定でございましたけれども、先日大雪が東京都、この国立市でも降った中で、グラウンドのコンディションが非常に厳しくなるであろうという想定をし、さらに新型コロナウイルス等の関係も考えれば、混乱しないように判断は速やかにすべきである

というのがございましたので、昨日、教育長、教育指導支援課長等と電話で協議いたしまして、この月曜日、火曜日には中止するという判断をいたしまして、こちらについても学校配信メール、全児童の保護者宛に周知をしたところでございました。

次に、教育指導支援課関係です。学校臨時休業中に実施を予定していた卒業式、修了式及び新年度の入学式につきましては、参加者の規模や実施内容を縮小、時間短縮して開催することとし、3月19日木曜日には中学校の卒業式が、3月24日火曜日には小学校の修了式、3月25日水曜日には小学校の卒業式及び中学校の修了式が執り行われました。

次に、生涯学習課関係です。総合体育館のトレーニング室、プールは休室、体育室の個人利用は停止するとともに、既に予約されていた団体利用の自粛を要請、新規予約の受け付けを停止しております。また、小中学校の校庭等の個人及び団体開放利用は停止しております。市民芸術小ホール等のホール等及び郷土文化館講座室については、既に予約されていた利用の自粛を要請、新規予約の受け付けを停止しております。

次に、公民館及び図書館関係です。図書の閲覧や施設利用において、多人数、長時間の利用をお控えいただくよう、利用者に協力いただく中で開館してまいりました。

最後に給食センター関係です。学校の臨時休業に伴い、3月3日火曜日より前倒しでお休みいただいている調理及び配膳の臨時職員に対し、予定していた勤務について労働基準法に基づき給与保証を行うことといたしました。また、3月16日月曜日から18日水曜日まで、第一中学校において3年生が利用する校舎の2階、3階の廊下の壁等の塗り替え作業を行うこととし、希望する方にも本業務に従事していただきました。翌19日に卒業式、この日に廊下がきれいに塗装されている状況を見た卒業生にとっても好評であったと伺っております。

今後、令和2年度の小中学校の始業式及び入学式については、現在感染症予防に配慮しながら、各校ごとに工夫して実施し、教育活動については参考までに資料としてお配りしました「国立市立小中学校における令和2年度の教育活動の通知」、こちらについては明日31日付で小中学校長に通知する方向で調整してまいっているところでございますけれども、これに基づいて再開する予定でございます。ただし、現在、既に出ている国の再開に関するガイドライン、都立学校のガイドライン、これに基づいて整理しているところでございますけれども、現段階で今週中にも国の専門家会議等の見解を踏まえて、新たな動きがあるかもしれないという状況でございますので、そういったものがございましたら改めて臨機応変に対応するよう予定しているところでございます。

それから、公民館、図書館、財団の管理する各施設の市民利用につきましては、引き続き自粛を要請するとともに、主催事業については原則として5月6日火曜日まで実施しないこととしております。体育室、プール、トレーニングルームについても現在停止、中止を継続してございます。校庭開放についても同様でございます。さらにこの土日で東京都知事のほうから外出自粛要請があった中で、かなり感染が拡大している状況でございますので、今後外出自粛要請がある土日等について、今後4月12日までは土日については同様のことを継続する。夜間についてもなるべく不要不急の外出を控えてほしいということも同様に言われていますので、土日について屋内施設について閉館する等の措置についても現在検討を進めているところでございます。その場合は教育委員会の施設だけではなくて、市の所有する様々な施設について足並みをそろえながら進めていくこととなろうかと思っています。

新型コロナウイルス感染症防止に関する教育委員会の取組等については以上でございます。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

○【山口委員】 既にかかなり経過して、今日から春休みに学校のほうはなったかと思うのですが、

2月の末に本当に唐突にという感じですが、ニュースで知った方が多いと。市長からの指示が、依頼ですかね、あつての動きがバタバタとした中で、国立は学校に関しては3月2日の給食までやれてということですから、金曜日1日と翌月曜日の午前中は児童・生徒が学校に来られて休業に入ったかと思うのですが、その後の卒業式、修了式、卒業式は終わったのですが、その間の、これは分かる範囲でいいのですが、子どもたちの状況とか、学校そのものが心配ではあるのです。先生方とか、やっぱり一番大変だった部分は校長先生かなと思います。校長会をやりながらも急遽変更して動いてということで。言い方は悪いのですがバタバタとした中で動いたのかなと思います。横で見ている限りにおいては比較的落ち着いたかなという気はするのですが、そこら辺の状況、全般どうだったのかを分かる範囲で教えていただければと思います。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 今回の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、まさに来年度から実施される新しい学習指導要領で、未知の状況に対応できるような子どもたちに能力をつけさせるという大きな命題があり、そのところに関係してくるところが大きいのかなと思っております。冒頭、教育長のほうからご報告いただいておりますが、明日も臨時の校長会を開かせていただきますが、この間、明日も入れれば4回の臨時の新型コロナウイルス対策に特化した校長会を開催させていただき、市内の11校、8校と3校に分かれるものもありましたが、できる限り足並みをそろえながら大きな混乱がないように、また、市全体でそろえるものについては、先ほど教育次長のほうからの報告にもありましたが、できる限り教育委員会から一斉メールを配信するなど、情報が錯綜しないことを可能な限り実施をしているところであります。そのことに関しては、校長たちから一定の方針が示されて、それに沿って進められたということで、やりやすかったという報告は受けているところであります。

子どもたちの状況に関しましては、3月2日の給食後であったりとか、3月3日ぐらいは比較的公園とかにも子どもが出てきたりとか、あるいは、これは国立の特徴かなと思ったのですが、公園に子どもがいるのですが、そこに一緒に保護者がいるという状況が市内を回る中で見られました。全体的には子どもたちもしっかり状況を受け止めて、落ち着いて行動して、何かどこかで集まって、集団で何か勝手にするとか、そういったところはなかったと認識をしております。

令和2年度に関しては、今日お配りしているものに合わせて説明していくところでありますが、各学校においてはやれることとやれないこと、そのやれない判断がいつまでならできるのか、そういうところの準備について、3月23日の校長会で指示をしているところであります。また明日の3月31日の臨時の校長会で説明をして、できる限り同じ歩調で進めていければと思っております。以上になります。

○【是松教育長】 私のほうからも少し報告申し上げておきます。今般2月27日のいきなりの安倍首相からの一斉休校要請がございましたが、その翌日の朝一番で臨時校長会を開きました。各校長ともいきなりの一斉休校に多少動揺はありましたものの、とにかくしっかり受け止めてやっというということで、意思を統一いたしまして、本来ですと、翌日の28日の金曜日をもって学校を休業するところなのですが、やはりそれではあまりにも子どもたちに伝えることの準備がなすすぎるということで、国立においては3月2日の午前中までとすることによって、28日の午後から、そして29日の土曜日、そして3月1日の日曜日、土日を使いながら子どもたちへの必要な指示事項が3月2日に行えるだろう。それから、長期臨時休業に入る準備も行えるだろうということで、あえて3月2日の午前中までは学校を開いていくということ、それから、また3月2日の給食はしっかり食べて帰らせるということで方向を決めたことによって、校長方も多少の時間的な余裕ができたということで落ち着いて行動してくれました。

それから、その後については、例えば一時登校等の時期を設けるかということもあったのですが、基本的にはやっぱり一斉休校の本来の目的が、できるだけ子どもたちが集団になることによって、学校がクラスター感染の場にならないということを避けていくのだということを目的としている以上は、なるべく学校によこすのはよそうということと、それから、そうは言っても学童保育の場においては、集団的な集中性があるわけですから、それについては学校を学童としているところが多いので、優先的に学校のスペースを渡していこうということを含めて確認いたしまして、その関係からできるだけ一般児童の登校はやめようということにしました。ただし、そうは言ってもやはり終了日についてはしっかり子どもたちの顔を見て、子どもたちにまた新年度に向けての指示をしていかなければいけないということもございますので、終了日についてはしっかり登校させて、必要なことを指示していこうということと、それから、やはり節目である卒業式についてはいろいろな工夫をしながらも国立市としては行っていこう。それから、それを待ち望んでいる保護者の期待にも沿うべきだろうということで、保護者も参加する中での卒業式としていこう、ただし、来賓についてはご遠慮願うというような形で、そういう内容を決めてまいりました。それについては小中学校 11 校の校長先生方、非常に教育委員会と足並みを合わせて、しっかりした連携の基にそれが行われていったと私は感じておりますし、大変感謝しているところです。

それから、休み中の子どもたちの様子については、学校のほうから各家庭に電話で連絡を入れていただきまして、子どもたちの様子を各学校で聴取する、あるいは心配な点があったら、いつでも学校を開けているから、学校に何でも相談してきてくれ、それからスクールカウンセラー等も準備しているので、子どもたちの不安や心的ストレスという問題がある場合には、とにかく学校に何でも言ってきてくれという形で、学校も常に家庭とのパイプを切らさないように、いろいろ先生方、休校中も行っていました。これは本当に家庭も、子どもたちをずっと家庭の中で、家庭的なストレスも保護者も含めてある中で、学校からそういう連絡が来るということで、一息入れることもできたのかなと思っていますし、学校としっかりつながっているのだということ、それから学校の先生方も休みだけ子どもたちのことをしっかり見守ってくれているのだというようなエールが各家庭にも伝わったのかなと思っていますので、各学校でこういう取組をやってくれたということは、私、非常にうれしく思っている次第です。

そういった中で修了式が終わり、卒業式も無事終わりました、今春休み入っているところでございます。今後のことにつきましては、どうなっていくかというのはまだ分からないのですが、引き続いてしっかり学校と子どもたちと家庭と連携して、教育活動をできれば再開していきたいと思っています。

ただし、それにつきましては2つのお願いを申し上げていこうと思っています。1つは、子どもたちに対してです。やはり仮に教育活動が再開されてもまだまだ、感染爆発の重大局面という局面がまだ拭えておりませんので、様々に教育活動については子どもたちに不便をかけたり、窮屈な思いをさせたりする中での教育活動の再開になると思いますけれども、それは、子どもたち自身の将来や自分の生命をしっかり守っていくために必要不可欠な忍耐であるということ子どもたちも分かっていたら、何とか耐えていただきたいなということが1点。

もう1つは、何よりも学校における感染拡大を防止していくには学校だけの力では無理で、やはり家庭としっかり連携して行っていかなければならないと思っていますので、何よりも家庭の理解とご協力を今以上に賜りたいなと思っています。

仮に学校を再開するとなると、通知をお読みいただくと分かるのですが、各家庭で毎日検温をしていただき、検温カードに検温の温度の数値と、それから、子どもたちの体調に関してチェックをしていただくという協力をお願いしてまいります。そういう意味では非常に家庭としても煩わしいやるべきこ

とがあるのですけれども、やはり何よりも子どもたちの中で感染拡大が広がらないためには、常に毎日行っていくこととなりますので、それも含めて家庭のほうには学校との協力体制をしっかりとお願いしていかなければいけないということでもあります。

以上、再開に当たっては子どもたちと、それから各家庭保護者に対して、そういったお願いをしつつ、再開を図っていくつもりでおりますので、ご報告申し上げます。

○【山口委員】 感想になるのですけれども、修了式のときに第五小学校が近いものですからちょっとのぞきに行ったら、子どもたちがすごく、門が開く前にちょっと集団になりすぎていた部分があるのですけれども、うれしそうに追いかけていたりしてというのがありました。学校の中には入らなかったのですけれども、そのときに迎えに出てきた先生の笑顔、子どもがすごくうれしそうにしていたのですけれども、先生が一番うれしかったのかなというのはそのときに感じた部分があっただけうれしかったのです。小島指導主事はその後学校の中に入られたので、その様子をちょっと報告していただければと思います。

○【小島指導主事】 通学の様子と私は中に入りまして、24日の修了式後のクラスの様子を確認させていただきました。どのクラスも黒板に担任の先生からメッセージが書かれておまして、1つは、子どもへの思いが1つです。もう1つは、その日のスケジュール、要するに時間が非常に少ない中でということがありましたので、その日のスケジュールを可視化するような形で、見通しが持てるようにするという工夫をされておりました。また、配布物などは封筒にまとめるなど時間のかからないような配慮をしながら、子どもと接する時間を非常に大事にしていたという印象があります。短時間ではあったのですけれども、24日はふだんの学校生活に戻ったような活気を非常に感じた、短時間ではありましたがそう感じた時間がありました。以上です。

○【山口委員】 最後に1つだけ。今後のことなのですけれども、前に休業中、特に学校を幾つかのぞかせていただいて、校長先生とかと話をさせていただいたりしたのですけれども、誰もいない校舎というのはやっぱり異様な雰囲気、誰もいない校庭、学童の子たちは隣接しているところはそこを使って走り回っていることはありましたけれども、いつもと違う雰囲気というのと何なんのかなというのはすごく感じた部分でありました。今後のことはさっき教育長も言われたように、どういうふうになっていくか分からない部分、不確定な様子が東京だけでもどんどん拡大している部分がありますし、諸外国のことを聞いてみますとどうなっていくか分からないし、どうするのが一番いいのかすごく難しいのですけれども、できる限り学校が正常に近い状態で、子どもたちがそこで成長していく機会を持つことができるような知恵を出していかなければいけないかなと思っております。いろいろ参考のところまで明日校長先生、各校に通知するものを添付していただいておりますけれども、きめ細かな考え方、知恵を出して、一体となって進んでいくということが大切かなと改めて思いました。以上でございます。

○【猪熊委員】 いただいた参考という、令和2年度の教育活動についての通知というところで、学習指導について一斉休業に伴う学習の遅れの対応というところで、遅れてしまったところはレディネステストなど実施して、状況をよく把握していただけて進めていただけたということが書かれていたので、このようにしていただけるといいなと安心しました。国立市の状況はいろいろ聞いていたのですけれども、たまたま私、友だちで渋谷区在住で、渋谷区立の小学校にお子さんを通わせていらっしゃる方がいたので、渋谷区は全児童にタブレットが配布されているので、今回みたいなときどんな感じだったということ聞いてみましたところ、やっぱり想像できると思うのですけれども、みんなタブレットでつながっているの、みんなで共有している掲示板に先生からの書き込みがあり、それを見て毎日の様子を報告し合ったり、課題などもそこに送られてきてそれをやっている。それを期限内に提出すると、みんなが提出したものも

見られるようになっていたりするので、授業とまではいかないのですけれども、みんなで勉強しているという感じができていてとてもよかったですということで、こういったものを使っていると結構お昼ぐらまで時間が過ごせるので、家で何をしたらいいのだろうということもなく過ごせてよかったですということをおっしゃっていました。まだ国立市はタブレット配布とかないので、いいな渋谷区という感じだったので、今後ギガスクール化してくるとこういう不測の事態のときでも、みんなで勉強していくことができるようになるのかなと思いました。

あと1つは、先ほど次長のお話の中で、配信メールのお話をされたかと思うのですけれども、3月までは今までの学年だったのでよかったですけれども、4月になると入学されてくる方たちがまだメール登録等されていないと、連絡漏れということにもなるかもしれないので、そのあたりはもう手だてを打ってらっしゃるかもしれないのですが、もしまだのようでしたら早急に連絡漏れがないようにしていただけるといいかなと思いました。以上です。

○【操木委員】 私の知り合いの家族なのですけれども、この前の雪が降る中、北海道の札幌に転勤して引っ越しをしたのですけれども、この時期ですので年度末で転入生がいるじゃないですか。だから、やっぱり転入、引っ越しとか、こういう状況ですのでもいつも以上に不安なことがあると思いますので、明日の校長会のときにはそういった転入する方、新しく国立にやってくる方への配慮といたしますか、そのあたりをお願いしていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。



○議題（13） 報告事項3） 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて

○【是松教育長】 それでは、よろしければ報告事項3に移ります。「国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて」。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 報告事項3「国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて」ご報告いたします。この教育振興施策の体系につきましては、教育委員会全体の施策を体系的に整理し、一覧できる表として整理・作成したものとっております。表の構成といたしまして、一番上に別途教育委員会で決定いただいている教育目標、基本方針を示した上で、その下の表において左から施策目標、施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組と体系別に記載し、一番右にその事業取組の所管課を記載しております。

今回令和2年度に向けて新たな事業等を追加し、改正をいたしましたので、その改正内容をご報告させていただきます。具体的内容において修正した箇所につきましては、資料中赤字でお示しをしております。修正箇所でご説明いたします。

施策の柱、自他の生命を大切にし、人権尊重の精神を重視した「命の教育」、主要施策の3「安全教育の推進」では、昨年の台風19号のような風水害など、いざというときに慌てることがないように避難に備えた行動を1人1人があらかじめ決めておく「マイタイムライン」の活用について追記いたしました。

施策の柱、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、確かな学力育む教育の主要施策2「言語活動の活性化の推進」におきましては、より具体的な取組内容に記載を改めたものとなっております。

主要施策4「学習習慣の定着を図る取組」では、東京都教育委員会がホームページ上で公開しております、東京ベーシックドリルの活用を追記しております。

少し飛びまして施策の柱、下から2番目、児童・生徒一人一人のよさや可能性を引き出し、そのニーズに応じた教育、主要施策1「特別支援教育体制の充実」では、改定された教育大綱に盛り込まれたインク

ルーシブ教育につきまして、現状の取組を継続、さらに充実させていくことを盛り込みました。

次のページに参ります。施策の柱、学校の教育目標を実現できる組織力の向上と特色ある学校づくり、主要施策2「教員の働き方改革推進」では、教員の事務負担軽減のための統合型校務支援システムの導入について記載いたしました。

施策の柱、豊かな学びを支える学校施設・設備の整備、主要施策2を「校舎等建替の推進」としまして、今年度より実施設計に入ります第二小学校建替事業を記載し、第五小学校建替等今後に向けた検討と実施を行っていく内容に修正をいたしております。

少し飛びましてページ中ほど、施策の柱、生きがい、ふれあいを育む生涯学習、主要施策1「地域の活性化・ネットワークづくりに向けた社会教育の推進」では、令和元年度に策定しました生涯学習振興・推進計画の取組を進め、まずは生涯学習についての認知を高めるため、生涯学習情報発信事業を行ってまいります。

また、少し飛びまして施策柱、地域の歴史や文化遺産の保存と活用、主要施策1「文化財の調査・保存の推進」では、都の文化財支援を受け、旧本田家住宅の解体復元に着手してまいります。また、間もなくオープンいたします旧国立駅舎について文化財としての保存、活用を行ってまいります。

施策の柱、誰もが文化・芸術に親しめる機会の充実、主要施策の2「市民の文化・芸術活動の支援の推進」では、文化・芸術推進基本計画について、令和元年度に策定を行うことができたため、令和2年度は計画の内容に沿って事業を推進してまいります。

大まかではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

○【山口委員】 柱のところはそのままやっていることで、現状に合わせて主要事業の取組のところを変更されるということではよろしいのではないかなと思います。オリパラの聖火リレーのことが幾つか載っていますけど、これはひとまずこのまま載せておいて、状況に応じて見ていくということかなと理解しました。以上です。

○【是松教育長】 オリンピック・パラリンピックにつきましては、残念ながら延期となりましたが中止ではございませんので、また1年先を目指して同じように取組をしていくことになろうかと思っておりますので、それほど変わらないかなと。

それではよろしいでしょうか。



○議題(14) 報告事項4) 令和元年度国立市文化財登録について(答申)

○【是松教育長】 それでは、次の報告事項に移ります。「令和元年度国立市文化財登録について(答申)」をお願いします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、「令和元年度国立市文化財登録について(答申)」について、ご報告いたします。国立市文化財保護審議会において、令和元年度国立市文化財登録諮問について慎重に審議した結果、令和元年度国立市文化財登録の諮問時に候補として挙げていた同内容の登録有形文化財(書跡)として、本田家所蔵権篆刻印(蔵内)246 顆、登録有形文化財歴史資料として、薬師如来立像1 軀(附)棟札1 枚の2 件となりました。

議案の1 ページをおめぐりください。A 4 横の資料で国立市文化財登録の理由書でございます。本田家所蔵篆刻印(蔵内)246 顆ですが、16 代当主本田味夫氏により選別され蔵に収蔵されていた篆刻印であり、

14代当主石庵と15代谷庵が作刀、収集したものを主としております。国立市に寄贈いただきました篆刻印、1,230顆は平成28年度に議案として審議いただき登録いたしました。今回はご当主である本田味夫氏が引き続き所蔵している篆刻印となっております。篆刻印が1カ所にこれだけの質、量ともに備えられていることは全国的にも類例が少なく、近代から現代への文人文化の継承の様相を知ることができる貴重な資料でございます。なお、本件の詳細内容と写真は次の1ページから5ページまでに掲載しております。

続きまして、薬師如来立像1軀（附）棟札1枚ですが、三田家敷地内の宝殿に安置されている両手で薬壺を持つ七沢石で作られた丸彫りの像であり、背面の刻字から安政六（1859）年に上谷保村中組の名主を務めた三田林内が建立したものと分かっております。市内で確認された石造物の薬師如来像としては唯一のもので、江戸後期から続く谷保地域における民間信仰の一例を鑑みる上で貴重な資料でございます。こちらも本件の詳細内容と写真は6ページから16ページに掲載しております。

以上が令和元年度国立市文化財登録についての方針のご報告となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。



○議題（15） 報告事項5） 市教委名義使用について（5件）

○【是松教育長】 それでは、ないようですので次に移りたいと思います。報告事項5「市教委名義使用について」。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 令和元年度2月分の教育委員会後援名義使用についてでございます。お手元の資料のとおり、承認5件でございます。

まず、くにたちさくら音楽隊主催の「くにたちさくら音楽隊」です。乳幼児から年配まで様々な方にジャズの生演奏を楽しんでもらうことを目的に、二部構成のコンサートと楽器の無料修理を行うものです。二部構成となっており、参加費は第一部が1,000円、第二部が高校生、大学生は1,000円、一般は2,000円です。一部、二部通して中学生以下は無料となっております。

2番目は、特定非営利活動法人学凛社教育研究所主催の「スクールバンクフェスタ2020」です。地域の教育環境の改善に寄与することを目的に、多摩地区の児童・生徒及びその保護者を対象とした受験相談会を行うもので、参加費は無料です。

3番目は、国立三曲協会主催の「第14会こと・三絃・尺演奏会」です。日本の伝統和楽器の興隆と会員の親睦を図り、地域の文化振興に寄与することを目的に演奏会を開催するもので、参加費は無料です。

4番目は、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第42回ファミリーコンサート」です。地域の幅広い年齢層にクラシック音楽を親しむ機会を提供し、地域社会で文化振興に寄与することを目的にクラシック音楽コンサートを開催するもので、参加費は無料です。

5番目は、くにたち桜守主催の「第13回くにたち桜守・桜コンシェルジュ展」です。桜の開花に合わせて地域振興を目的として、国立市のシンボルや桜並木の紹介や桜の保全活動に取り組んでいる小中高校生の活動紹介を行うもので、参加費は無料となっております。

以上5件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認しておりますので報告します。また、この中で3番目、4番目、5番目の部分につきましては、コロナウイルスの関係で中止または延期となっております。

以上が市教委名義報告となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。承認はしたけれども、名義を使って開催できるかどうか心配で

す。よろしいでしょうか。



○議題（16） 報告事項6） 要望書について（2件）

○【是松教育長】 それでは、次に要望事項に移ります。報告事項6「要望書について」。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 要望は2点です。子どもたちが主権者の社会教育を求める会より、「自民党・伊吹文明衆院議員の『新型コロナウイルス問題は憲法改正＝憲法改悪の大きな実験台』の放言問題と、自尊感情・自己肯定感を高める教育の推進、『権利・義務ワンセット教育への懸念』に関する要望書」を、また、国立の教育を守る市民連絡会より、「新型コロナウイルス感染防止に関する一斉休校の見直しを求める要望書」をそれぞれ頂いております。以上です。

○【是松教育長】 2件の要望書を頂いております。まず1件目について、事務局で補足説明等ございませんでしょうか。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、1件目の要望書について補足説明します。要望の趣旨といたしましては5点あったかと思えます。1点目は、伊吹文明氏の自民党二階派の会合での発言は不適切で超危険であると文部科学省に伝え、抗議するとともに、同省への出入りを禁ずるよう同省に要請してほしいこと。2点目は、伊吹文明氏の発言は人権尊重教育に反するので、東京都教育委員会に対して人権教育プログラムに掲載し、反面教師としての資料として活用するようお願いしてほしいこと。3点目は、伊吹文明氏の発言は人権尊重教育に反するので、国立市立小中の道徳や人権尊重教育で反面教師の教材として、校長会や道徳教育推進教師の会合、リーダー研修会等で紹介してほしいこと。4点目は、自尊感情、自己肯定感を高めるために、社会や道徳で権利と義務をワンセットで教え込むのではなく、天賦人権説の考えを大切に人権尊重教育を推進し、自尊感情、自己肯定感を高める教育を推進する際の視点としてほしいこと。5点目は、権利と義務をワンセットで教えることについて、個人対個人の関係においては必要であるが、個人対公、国家権力の関係で、権利と義務のワンセット教育をやることは危険だということについて、教育委員等の方から真摯なコメントが欲しいこと。

この件については担当課見解ですが、1点目及び2点目については、従来どおりの回答ですが、このような点について文部科学省や東京都教育委員会での要請、要望等は国立市教育委員会として実施いたしません。3点目につきましては、発言の趣旨等が十分理解できていない内容を人権教育に反すると決めつけ、国立市教育委員会として校長会や道徳教育推進教師の連絡会等で紹介することは、国立市教育委員会としては実施いたしません。4点目につきましては、権利と義務の関係については社会科であれば国民として権利を行使する一方で、勤労や納税の義務などを果たす必要があること。道徳科であれば、例えば法的に強制力のない義務を果たすことが、理性的な人間としての生き方につながることを考えさせ、児童・生徒が主体的に考えることができるようにすることが大切な視点であると考えております。人権教育は知識や経験を生かして、自分の考えとともに他の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成を目指して実施しており、特定の考えに基づく教育活動を実施することは考えておりません。

最後、5点目につきましては、権利と義務をワンセットで教え込むことの危険性について真摯なコメントをとということですので、少しお話をさせていただきます。権利と義務については、憲法の中でも納税の義務、勤労の義務、教育の義務の3つであり、この中でも権利と義務が併せて書かれているのは第26条の第1項に教育を受ける権利、第2項に教育を受けさせる義務が書かれており、いわゆるワンセットと考え

るのであれば、この1カ所になると考えております。権利と義務を単純にワンセットで教え、義務を果たしていないと権利を得ることができないような偏った考え方ではなく、社会の形成者としての自覚や他の人格を互いに尊重し合うことを通して、児童・生徒が社会的義務や責任を果たす考えを持てるように指導することが大切だと思っております。国立市立学校では要望者が心配されているような指導は行われていないと考えております。説明は以上となります。

○【是松教育長】 事務局から補足説明がありました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

○【山口委員】 前にも述べたかもしれないのですが、権利と義務というのは三浦課長が言われた、そうか、そうだなと思いつつ聞いておりました。子どもたち自身、道徳にしろ、ほかの教科にしろ、あと、いろいろな活動にしろ、今回の事象についても非常に大変な、そういうことを通して子どもたち自身がいろいろなことを考えて動いているというのは感じております。修了式に行ったりとか卒業式に出たりとか、子どもたちの学校の先生から聞いた様子とか聞いてみると、子どもたち自身が本当に今回起こっている大変なことも含めて、どういうふうに今、自分がしなければいけないだろうかということ考えて動いているのかなというのは感覚的に持ちました。ただ、見えない部分がありますけれども。そういう部分も含めて子どもたち自身が本当に成長する力を持っているということ、いろいろな事柄において。そのことを含めていろいろなことを子どもたち自身が考えたりとか、経験すると、これ合っているのかな、間違っているのかな、どうだろうか、人と意見が違うな、先生こう言っていたけれどもどうなのだろうかまで含めて、いろいろなことを考えていく中で、それが時間がたって1年後に気づくことがあるかもしれない、2年後に気づくことがあるかもしれない。そういう子ども自身が成長していくということ、そういうことを信じてそういう場をしっかりと守っていくということが僕は大切だと思っております。それが私自身がここにいただいた要望書に関する意見でございます。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。道徳で扱う権利と義務というのは、要望者が心配されているような政府の国家権力の前における義務や権利の相関関係というのはあまり行っておりません。これ当然だと思います。発育段階に応じてやっておりますから、そうした深入りしたような権利、義務ではなくて、一般的なルールを守るとか、そういうルールを守ることによってみんなが気持ちいい生活をする権利が守られるのだという、そういった相関関係程度のものだと思っています。要望者がおっしゃっている、いわゆる国家権力に対する権利や義務の関係というのは、先ほど三浦課長から説明がありましたように、やっぱり憲法の中で論じられるべきものだと思いますし、憲法そのものが国家権力に対する国民主権の権利を擁護していくためのものとして機能していくべきものとなっているわけですから、国民主権の下における権利をしっかりと国民は主張していくことができるし、しかし、その一方で先ほど申しましたように、国民としての義務、3大義務を中心に課せられているというか、自らそういう部分もしっかり行っていくということで、国家権力に対する国民主権をしっかりと守り、擁護していくのだということになるのだと思います。ただ、こういった内容の教育は、まだ発達段階に応じて行っていかなければいけませんので、小中学校においては、中学校においては多少そういったエッセンスが出せますけれども、小学校は本当に権利と義務はもう少し簡単な意味で子どもたちに相関関係を教えればいだろうと私は捉えています。それほどある意味ご心配なさって懸念されることはないのかなと私は感じております。以上です。

ほかにいかかでしょうか。ないようでしたら2件目に移ります。事務局より2件目の補足説明はございますでしょうか。

高橋教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 それでは、2件目の要望書につきまして補足を申し上げます。要望は、国立市

が実施した令和2年3月2日からの臨時休業に対し、裏面6つの項目について要望を頂いているものです。

1番目、臨機応変に国立市教委としての方針を出してほしいとの内容につきまして、今回の休業を決定するに当たりまして、臨時校長会を開催し、学校側の意見を聞いた上で、感染症の予防のために教育委員会において市立小学校の休業を決定しております。休業期間中、国内の新型コロナウイルス感染症患者数の増傾向は変わっておらず、都内でも小学生の児童に陽性の検査結果が出るなど、春期休業前となる3月25日までに臨時休業の終了を検討するような状況はなかったと認識しております。

2番目、一斉休校ではなく、学校での学習機会が確保できるようにしてほしいとの内容につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては個別の学校においての問題ではなく、広域的な観点での対策が必要であり、臨時休業を個別に終了する理由はございません。子どもたちの学習につきましては、家庭で進めることができよう各校から学習課題が示されております。感染症予防の観点から、学童保育以外の児童・生徒を校内に集めて学習させることは現在のところ予定しておりません。

3番目、給食の食材を活用して子どもだけの家庭や学童保育に昼食を届けてほしいとの内容につきましては、3学期中の給食提供食材につきましては全ての納入キャンセル事務が完了しており、昼食を作成するための食材を給食センターが保有していないことから、昼食の提供はできないものと考えております。仮に実施をするとしても、食材の費用を誰がどのように負担するのか、通常の給食と違い発注数が減少することによる食材価格の上昇等を勘案いたしますと、要望内容の実施はやはり難しいものかと考えております。

4番目、学童保育におけるウイルス対策につきましては、臨時休業中、また春期休業中の学童保育におきましては、ふだん使用している教室に加えて他の教室等も利用しているほか、感染症予防策を徹底した上で校庭、体育館についても利用を認めているところです。

5番目、学童保育以外の子どもたちにも校舎や校庭を開放してほしいとの内容についてです。今回の臨時休業は、子どもたちの健康と安全を第一に、新型コロナウイルス感染症を予防するためとして実施しており、不要不急の外出は控えることとして子どもたちに指導を行っているところです。一方で、休業期間が長く子どもたちのストレスがたまること、運動不足解消のために体を動かす必要性があることから、時間帯や学年を区切った校庭の開放を実施しております。

6番目、今後の休業の際には学校、保護者、子どもたちに準備する期間を保障してくださいとの内容についてです。今回の臨時休業に当たりましては、事前に臨時的校長会を開催し、学校側と協議を行った上で、3月2日の全日の休業ではなく、午前中は登校し給食をとってから休業とする旨、決定を行っております。今後とも学校側と十分に協議した上で対応を行ってまいります。状況が急を要する場合など、事前に保護者や子どもたちに連絡ができない場合はあり得るところかと考えております。

担当課の見解としては以上となります。

○【是松教育長】 事務局の補足説明が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

○【山口委員】 これの前に今回の記録に関する説明、新型コロナウイルスの今後の対応について説明を受けましたので、そこに全部答えが書かれている内容で、時間がたってしまうと申しわけないなと思いましたが、子どものことを中心にいろいろ考えていただいていることはうれしいと思います。ご心配の中の1つ、児童養護施設のことだと思うのですが、が書いてありましたけれども、私、国立市はちょっと聞いてないのですが、杉並区にある児童養護施設、この前そこで会合がありまして、その施設長と話したのですが、子どもたちどうしていますかと聞いたら、児童養護施設はもともと夏休みとか、長期休暇というのがもともとあって、そのときの対応はずっといつもしているわけです。もちろん

制限があったと思うのですけれども、全く余裕を持って、経験していることだから大丈夫ですと言われてきました。逆に親御さんが大変な家庭よりも養護施設の子たちのほうが対応してくれる職員が交代勤務でありますので、しっかりできているのだなと聞いて安心したところでございます。そのところも心配されているようでも、国立も多分大丈夫だろうと私自身は感じているところでございます。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかかでしょうか。一斉休校という形で3週間ほど実施されてきましたけれども、その間ご要望なり、ご提案も多くの方々から頂いております。なかなかやれることとやれないことがあるということ、それから一方で感染の拡大状況に応じてはやりたくてもやっちはいけないというものも出てまいります。そんなことも含めて要望書にいただいた意見も踏まえながら、今後は学校がうまく再開できればいいのですけれども、また万が一斉休校ということになるような場合には、こういったご意見、ご要望も参考にしながら対応していきたいと思っている次第です。よろしいでしょうか。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで明日3月末日をもって任期をお迎えになります嵐山委員より一言ご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○【嵐山委員】 今の言いたい意見があったのですけれども、いやいや、いいのです。どうも長い間ありがとうございました。実は元々は京都に行っている予定なのですね。今日の夜帰ってくる予定だったのですけれども、みんな全部スケジュールが変更になったから、本日の最終回に来られました。でも、これから市の教育委員も教育委員会も大変なときですね。一番大変なときに辞めてしまいますが、パークレー出身の大野さんが新しくお見えになり、すごくいいと思います。これからいろいろ大変なことが起こるなど思います。私ももう年ですから、先ほど市長に挨拶に行ったら、「嵐山さん、ボケないように」って言うから、「ありがとうございます。市長もボケないように」と。どうも、長い間ありがとうございました。皆さん、大変なときですけれども、ますますご奮闘なさってください。

○【是松教育長】 ありがとうございます。嵐山先生は平成22年3月31日から3期10年間教育委員を務めていただきました。先生の文学や歴史、あるいは文化芸術の深い知見から紡ぎ出されたご発言を頂いて、我々の視点を超えた非常に新鮮で、そういう物の見方もあるのだということは何度も気づかせていただきました。また、先生のご発言は非常にうんちくが深くて、大変楽しく興味あるもの、お話があって、そういったことが今も心に残っております。教育委員会を傍聴されていた方もそういった先生のご発言を楽しみにされていた方も多いようでございますので、そういうご発言が聞けなくなるのが非常に残念なところでもあります。教育委員会として、大変いていただけるだけで非常に存在感があるという、ある種の重みのようなもの、重石のようなものがあったので、それが失われていくというのが返す返す残念ですけれども、ぜひこれからも国立市の教育活動について見守っていただいて、時折また文壇のほうからでも結構ですのでご意見を頂ければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本当に長い間ありがとうございました。

それでは、ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございますが、4月20日の月曜日、午後2時から、こちら教育委員室を予定しております。4月21日火曜日につきましては、東京全体の教育委員会関係者が集まる大きな事業が予定されていたので、20日で教育委員会を実施することとしておりますが、予定には21日の火曜日、つい最近になって中止が決定されました。本来火曜日でありましたのですが、そういった事情から20日の月曜日になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は4月20日月曜日午後2時から、会場は教育委員室とい

たします。皆さん、お疲れさまでございました。

午後 4 時 15 分閉会